

部活動のあり方、考え方の相違

	部活の考え方、適正数	部活動指導員	複数顧問制は教員に限るのか	合同チーム	丹波篠山市での恒常的な合同チームはどうか	安全配慮のあり方
校長会 代表校長	<p>教員の定数が減らされている状態では、部員数の少ない部活動は整理を行い、教員2名の複数顧問制がとれる体制とする必要があり、その体制がとれる部活数が適正な部活数である。</p>	<p>生徒の自主性を軽んじるような指導をされる方もいた。また、そういった指導者が部活動内で権力を持ち、本来の指導者である顧問の教員が軽んじられるようなこともあった。「指導員」については適切な人材を配置されることが大切だ。</p>	<p>夏場の熱中症への対応など様々なリスクへの対応があるので、教員二人の複数顧問制を崩すことは難しい。この体制の上で、アドバイスをされる指導員を余分につけていただけることについては大歓迎である。</p> <p>「しっかりと研修等を受けられ安心できると判断された指導員であれば教員一人、指導員一人の複数顧問制をとっても学校として問題ないということか」という問いに、「そうである」</p>	<p>部活動の諸問題を解決するために合同チームが各地域で作られているが、生徒の送迎や事故等のリスクなど、学校、教師、保護者の負担になっている。</p> <p>年度に限り部員数が足りないチームに限って合同チームを成立できる。あくまで救済措置で特例であり、合同チームをあてにして部活動を残せない。</p> <p>合同チームの組織を意識して部活動を存続させると、教員の定数が減らされている状況では、余計に複数顧問制が遠のく。</p>		
兵庫県 教育委員会	<p>部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われることが何より大切なことであって、学校や教員はこれを支援するものです。これは『いきいき運動部活動』に記載しているし、中学校学習指導要領（平成29年3月）に定めるものです。</p> <p>従って、先生の数や管理体制から、部活動の数を導き出すのは正しいものではありません。</p>	<p>生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置します（兵庫県教育委員会『いきいき運動部活動』）。</p> <p>特定の種目の技術を教える指導員もあれば、学校の部活動全体のあり方を担当するような指導員を配置している例もあります。</p>	<p>運動部顧問は教員に限らない。</p>	<p>少子化に伴い、単一の学校では運動部を設けることができない競技がある場合は、生徒の運動活動の機会が損なわれないよう、複数校で実施するなど合同部活動等の取組を推進します（『いきいき運動部活動』）。</p> <p>（現状での部員が不足する場合の合同チームでは）年度によって合同チームが変わることはやむを得ない。</p>	<p>（このような形の）合同チームは無理である。全国的に同じである（中体連）。</p> <p>救済措置として複数校合同チームを設けているもので、近畿、全国も同様であり、県独自では変えようがない。</p>	<p>平成22年5月に起きた県立龍野高校テニス部の熱中症事故で裁判となり安全配慮義務が争われたが、顧問は必ず立ち会わなければならないとはなっていない。顧問は活動中、生徒の活動に立ち会い、直接、指導することが原則であるが、やむを得ず立ち会えない場合、健康状態や休憩など危険回避について具体的な体制をとっておくことを顧問不在時のルールづくりをしている。</p>